

「あがつまマルシェ 2025」業務 企画提案要領

1 趣旨

「あがつまマルシェ 2025」業務の委託予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を募集する。

2 業務の名称

「あがつまマルシェ 2025」業務

3 業務の内容・目的

委託仕様書のとおり

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 予算額

総額 900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この予算額は、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

6 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）まで

7 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・ 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・ 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・ 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

8 スケジュール

(1) 企画提案募集

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）から 25 日（月曜日）まで

(2) 質問受付

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）から 20 日（水曜日）正午まで

※詳細は下記 10 のとおり

(3) 参加申込書提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木曜日）午後 5 時必着

※詳細は下記 11 のとおり

(4) 応募期限

令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）午後 5 時必着

※詳細は下記 12 のとおり

(5) 審査

令和 7 年 8 月 26 日（火曜日）から 27 日（水曜日）まで【予定】

※詳細は下記 13 のとおり

(6) 結果通知

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）【予定】

9 質問受付

(1) 質問受付期間

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）から 20 日（水曜日）正午まで

(2) 質問方法

質問票（様式 1）を電子メールにより提出する。

※件名は「応募事業者名／あがつまマルシェ 2025 業務に関する質問」とする。

※質問を提出した際は、電話でメールの受信確認をすること。

(3) 提出先

下記 12（3）のとおり

(4) 回答

質問に対する回答は、参加申込書の提出があった事業者全てに対し、電子メールにて回答する。※質問事業者名は公開しない。

10 参加申込書の提出

企画提案書を提出する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

なお、参加申込書を提出していない者は、企画提案書の提出は受け付けない。

参加申込後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退する旨を連絡すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木曜日） 午後 5 時必着

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参

電子メールにより提出した際は、電話でメールの受信確認をすること。

持参の場合は、あらかじめ来所日時を電話で知らせること。

(3) 提出物

参加申込書（様式 2）

(4) 提出先

下記 12（3）のとおり

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 応募資格に関する申告書（様式 3）

イ 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書（様式 4）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式 5）（※注）

エ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し可）（※注）

オ 直近の決算に係る財務諸表（※注）

カ 企画提案書表紙（様式 6）

キ 企画提案書（様式任意）

- ・書面提出の場合、原則として A4 版を使用し片面印刷とすること。A3 版を利用する場合は、A4 サイズに折り込むこと。

- ・次の内容については必ず記載すること。

（ア）業務実施体制

（イ）提案内容

（ウ）業務スケジュール

（エ）同種及び類似事業の実績

（オ）その他必要な事項

ク 費用見積書（様式任意）

- ・事業ごとに経費の内訳をできる限り詳細に記載すること。

- ・消費税及び地方消費税（10%）を明記すること。

- ・宛名は「群馬県吾妻農業事務所長」とすること。

ケ 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等）（任意様式）

（※注）ウ・エ・オについては、「令和 6・7 年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

(2) 提出方法・期限

ア 提出方法

以下 (3) の提出先あて、電子メール、郵送又は持参により提出すること。

電子メールの場合は、PDF ファイルで提出すること。

郵送又は持参の場合は、企画提案書 5 部及びそれ以外の提出書類各 1 部を提出すること。なお、持参の場合は、あらかじめ来所日時を電話で知らせること。

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）午後 5 時必着

(3) 提出先

〒377-0424

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664

群馬県吾妻農業事務所農畜産課企画調整係

電子メールアドレス：aganou-nouchiku@pref.gunma.lg.jp

※ファイル容量が大きく電子メールで提出できない場合は、電話で連絡すること。

電話：0279-75-2311

12 審査

(1) 審査方法

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、委託契約の優先交渉者を決定する。

審査は書類審査とし、プレゼンテーションは実施しない。

ただし、審査する上で必要が生じた場合に提案内容に関するヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 審査項目（予定）

ア 趣旨・目的の理解に関すること

イ 企画提案内容に関すること

ウ 実施体制等に関すること

エ 積算に関すること

オ 総合評価

(3) 審査結果

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）【予定】に応募事業者すべてに通知する。

13 契約締結等の手続きについて

- ・委託者は、最も優れた提案を行った者と契約締結の交渉を行う。
- ・提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な業務内容の細部について調整を行った上で、改めて見積書の提出を求め、契約を締結する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。
- (4) 企画提案提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- (5) 提出された資料は返却しない。
- (6) 提出された応募書類は、内容を変更することはできない。
- (7) 提出された応募書類は、審査事務に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。
- (9) 本公募にかかる公示資料に訂正等が生じた場合は群馬県ホームページ等で知らせる。